

## 【年末調整の変更点】

そろそろ保険会社から保険料の控除証明書が届き始めて年末調整の準備を行う時期になりました。

さて今年平成23年度の年末調整は昨年度から下記の点が変わっています。

- ・16歳未満の扶養親族に対する扶養控除(38万円)が廃止された→★①
- ・特定扶養親族の対象年齢が19歳以上23歳未満のみに変更され、16歳以上19歳未満は一般の控除対象扶養親族と同じ38万円となった→★②
- ・上記の変更にともない障害者控除の内訳が変更された(控除額は変更なし)

## 【年齢別の扶養控除の概要】

63万円				同居老親等加算 10万円
	★②変更箇所 控除なし	特定扶養親族 63万円		老人扶養親族 48万円
38万円	★①変更箇所 控除なし	一般の控除 対象扶養親族 38万円	一般の控除対象 扶養親族 38万円	
	0歳～15歳	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳～69歳
				70歳～

これらは収入から差し引くことができる額のことです。この控除額が大きければ大きいほど税金額が小さくなります。今年の年末調整では所得税の還付(税金のもどり)より徴収(税金の支払い)される方が増える可能性があります。

またこの新基準にともない源泉徴収票の書式と記載方法も変更されていますのでご注意ください。

なお、平成24年1月からは自家用車通勤時の通勤手当非課税枠の取扱い基準が変更されます。また平成24年度の年末調整では生命保険料控除の制度変更が予定されていますのでご予定ください。

